

第10期第1回

福祉のまちづくり推進会議

議 事 録

日 時：平成29年12月22日（金）午後2時開会
場 所：視聴覚障がい者情報センター 2階 大会議室

1. 開 会

○事務局（中田企画調整担当課長） 定刻となりましたので、ただいまから第10期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

私は、福祉のまちづくり推進会議事務局の障がい福祉課企画調整担当課長の中田と申し上げます。

開会に当たりまして障がい保健福祉部長の山本からご挨拶を申し上げます。

○山本障がい保健福祉部長 皆さん、こんにちは。

障がい保健福祉部長の山本でございます。

第10期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、年の瀬を迎え、お忙しい中をご出席いただき、まことにありがとうございます。また、当会議の委員をお引き受けいただいたことに重ねてお礼を申し上げます。

さて、札幌市では、全ての市民が安心して快適に生活できるまちを目指し、平成10年に札幌市福祉のまちづくり条例を制定したところです。皆様に委員を務めていただきます札幌市福祉のまちづくり推進会議はこの条例に基づく組織でございまして、市民の皆様、事業者の皆様と札幌市が協力して福祉のまちづくりを推進していくことを目的としております。

本日の会議におきましては、前期の第9期の推進会議で審議された内容なども踏まえ、今期の第10期の推進会議の方向性なども議論していただきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、福祉のまちづくりを推進していくため、それぞれのお立場、また、さまざまな視点に基づいて活発なご意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（中田企画調整担当課長） それでは、ここで他の事務局職員を紹介させていただきます。

事業計画担当係長の樋口でございます。

事業計画担当の竹本でございます。

同じく、事業計画担当の高木でございます。

事務局は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、事務局より、委員の皆様方の出席状況についてご報告申し上げます。

本日は、青野委員、石黒委員、石田委員、瀬川委員、照井委員、中ノ殿委員、山本委員からご欠席のご連絡をいただいております。また、吉田委員は多少遅参されるということでございます。

当会議の委員数は24名であり、現在出席されている委員の数は16名ということで委員の過半数が出席しておりますので、福祉のまちづくり条例施行規則第14条第3項により、当会議が成立することをご報告申し上げます。

それでは、第10期の最初の会議でございますので、委員の皆様方に自己紹介をお願いしたいと思います。

お席の順に、浅香委員からお願いいたします。

○浅香委員 札幌市身体障害者福祉協会の浅香と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○麻生委員 札幌市精神障害者家族連合会の理事をしております麻生と申します。よろしくお願いいたします。

○石橋委員 北海学園大学工学部建築学科で教員を務めております石橋と申します。よろしくお願いいたします。

○越智委員 公募委員の越智と申します。よろしくお願いいたします。

○小野寺委員 公募委員の小野寺力と申します。今回初めて参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○木下委員 札幌市肢体障害者協会の木下と申します。よろしくお願いいたします。

○近藤委員 札幌市視覚障害者福祉協会の近藤と申します。よろしくお願いいたします。

○小林委員 札幌市老人クラブ連合会の事務局長をしています小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○坂口委員 現職の労働組合の元締めというか、トップである連合のOBばかりが集まっている退職者連合というところで、中央から都道府県、そして、各地区にあるのですが、その札幌地区退職者連合で会長をやっております坂口と申します。第9期に続いて2期目となります。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員 公募委員の鈴木正子と申します。皆さんの意見などを参考に、専門学校の生徒に教えるときには共生について伝えたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○中田委員 公募委員の中田と申します。

私は、6年前ぐらいに福祉のまちづくりの委員を担当しまして、そのときは地下鉄に上下移動のエレベーター等をつけるため、障がい者の方と一緒にまち歩きなどをしました。今回もそういうことをしながら、より暮らしやすい優しいまちにしたいなと思い、応募しました。よろしくお願いいたします。

○野川委員 札幌地区バス協会の事務局を担当しております野川と申します。前期に続きまして今回も参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○東委員 北海道建築士会札幌支部の東道尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○水尻委員 札幌市手をつなぐ育成会の水尻と申します。団体名だけだと何のことだという感じですが、知的障がい者の親の会になります。知的障がい者本人が発言することはなかなか難しいので、障がい者本人との橋渡しができればと思っています。よろしくお願いいたします。

○森岡委員 札幌市ボランティア連絡協議会の森岡三恵子と申します。よろしくお願いいたします。

たします。

○沖村委員 公募委員の沖村と申します。視覚と聴覚の両方に障がいがある盲ろう者です。音声通訳を受けておまして、耳ざわりな点があるかと思いますが、ご理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中田企画調整担当課長） 皆様、どうもありがとうございました。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

○事務局（樋口事業計画担当係長） 事務局の樋口から資料の確認をさせていただきます。よろしくよろしくお願いいたします。

まず、第10期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議と記載されております本日の会議次第、委員名簿、座席表、また、市民向け啓発冊子「こころのバリアフリーガイド」を机の上にお配りしておりますので、ご確認ください。

次に、事前に送付させていただいた資料でございますが、資料1は、福祉のまちづくり関係法令・条例等の制定経過と内容になります。また、その関係資料として、右上に資料1-1と書かれている札幌市福祉のまちづくり条例と右上に資料1-2と書かれている札幌市福祉のまちづくり条例施行規則になります。そして、資料2は第1期から第8期の福祉のまちづくり推進会議の審議内容、資料3は第9期の福祉のまちづくり推進会議開催状況になります。

以上、不足している資料はございませんか。

なければ、資料確認については以上となります。

2. 議 事

○事務局（中田企画調整担当課長） それでは、議題に入ります。

今回の会議は、第10期としては最初の会議ですので、会長及び副会長を決める必要がございます。会長、副会長が決まるまでは障がい保健福祉部長の山本が議長を務めさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（中田企画調整担当課長） ありがとうございます。

○事務局（山本障がい保健福祉部長） 山本でございます。

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、最初の議題といたしまして、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第12条に基づき、委員の皆さんの互選により、会長及び副会長を選出いたします。

会長に立候補される方、または、推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

○小林委員 私から提案させていただきたいと思います。

第9期の優しさと思いやりのバリアフリー部会の部会長を務められ、また、この会議の委員になっていらっしゃいます3期目の石橋委員にお願いしたいと思いますが、いかがでし

ようか。

○事務局（山本障がい保健福祉部長） ただいま、小林委員から会長に石橋委員を推薦するというご意見がございましたが、ほかにご意見はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（山本障がい保健福祉部長） なければ、会長を石橋委員をお願いすることを承認される方は拍手をお願いいたします。

（賛成者拍手）

○事務局（山本障がい保健福祉部長） ありがとうございます。

それでは、石橋委員には会長をよろしくお願いいたします。

続きまして、副会長の選任ですが、同じように、立候補される方、または、推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

○石橋会長 石橋です。

福祉のまちづくりを考えるに当たりましては身体障がい者当事者の方の意見が非常に大事だと思われています。とりわけ、多種多様な身体障がいのある方のご意見に精通されておられます身体障害者福祉協会会長の浅香委員に、第9期に引き続き、副会長をお願いしてはいかがかと思えます。

○事務局（山本障がい保健福祉部長） ありがとうございます。

ただいま、石橋委員から副会長に浅香委員を推薦するというご意見がございましたが、ほかにご意見はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（山本障がい保健福祉部長） なければ、会長を浅香委員をお願いすることを承認される方は拍手をお願いいたします。

（賛成者拍手）

○事務局（山本障がい保健福祉部長） ありがとうございます。

それでは、浅香委員には副会長をお願いいたします。

石橋委員、浅香委員は、会長席、副会長席に移動をお願いいたします。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

○事務局（山本障がい保健福祉部長） それでは、新会長、また、新副会長にご挨拶をいただきまして、以降の会議の進行をよろしくお願いいたします。

○石橋会長 ただいまご推薦いただきました第10期の会長を務めさせていただくことになりました石橋でございます。どうかよろしくお願いいたします。

今期は第10期ということで、一つの節目となる期の会長を務めさせていただくことになりまして、改めて身の引き締まる思いです。

世の中にはいろいろな方がいらっしゃいます。この会議の委員を務めておられる方もそ

うだと思いますが、目に見える、わかりやすい、理解されやすい障がいを持っておられる方もいらっしゃる、一見して障がいを持っていることがわからないような方もいらっしゃいます。高齢者を初め、子連れの方や一時的に病気を抱えていて移動が非常に困難な方などもいらっしゃいますし、昨今はLGBTという性的な問題を抱えている方もいらっしゃる、と聞き及んでおります。こういう非常に多種多様な方が少しでも安心、快適に暮らしていくため、施策や制度、ハード、さらには移動環境が整えられてきているのが現状です。ただ、私は学生にもよく言っていますが、その整備されている制度や設備、施設が本当に有効に機能しているかどうかについて、確認、検証する時期にそろそろ差しかかっているのかなと思います。

この後、第10期の推進会議の検討事項についてご意見をいただきたいと考えておりますが、そういったことも踏まえて皆さんと一緒に考えていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○浅香副会長 副会長を仰せつかりました浅香と申します。

今、石橋会長におっしゃっていただいたとおりですが、どうぞよろしく願いいたします。

○石橋会長 先ほども申し上げましたが、本日の会議は第10期の最初の会議となりますし、本日出席の委員の中では新たに委員に就任された方が4名おられます。

まずは、福祉のまちづくりの関連法制度や当会議のこれまでの審議内容などについて、事務局からご説明をよろしく申し上げます。

○事務局（樋口事業計画担当係長） 事務局の事業計画担当係長の樋口でございます。

私からは、福祉のまちづくりの関係法令、条例等の制定経過と内容、福祉のまちづくり推進会議の審議内容についてご説明いたします。

第9期から引き続きの委員の皆様、また、バリアフリーについて既に十分に理解されている委員の皆様におかれましては少し長い説明となりますが、ご理解をお願いいたします。

また、今回初めて委員になられた皆様には、福祉のまちづくりについてのより詳しい説明や資料が必要でしたら、いつでも事務局宛てにご連絡いただきますよう、お願いいたします。

それでは、右上に資料1と書かれている福祉のまちづくり関係法令・条例等の制定経過と内容をごらんください。

この資料は、国の法令、北海道、札幌市の条例の制定と基本構想策定の経過を時系列で整理したのになります。この資料につきましては事前に送付させていただいておりますので、説明については省略させていただきます。

次に、福祉のまちづくり推進会議の審議内容等について説明いたします。

最初に、第8期までの審議内容について概要を説明させていただき、その後、直近の第9期の開催状況について説明させていただきます。

まず、右上に資料2と書かれている第1期～第8期福祉のまちづくり推進会議の審議内

容をごらんください。

かいつまんで説明させていただきます。

札幌市は、障がいのある方や高齢の方を含め、全ての市民が安心して快適に暮らし、みずからの意思で自由にあらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを推進するため、平成10年12月に福祉のまちづくり条例を制定いたしました。この条例は、平成11年6月から施行しておりますが、条例の第29条に規定されている福祉のまちづくり推進会議は平成11年9月に発足したものです。

当推進会議は、福祉のまちづくりの推進に関する重要事項を調査、審議するために設置するものとされておりまして、任期は2年で、現在までに第1期から第10期までを設置したところです。

まず、資料の中段にあります第3期の推進会議になりますが、福祉のまちづくり条例改正検討部会という専門部会を設置し、平成17年12月の条例改正までの検討を行いました。このときの大きな改正点は建築物の整備基準でしたが、5,000平米以上の建築物の車椅子使用者トイレの1以上をオストメイト対応とすること、2,000平米以上の建築物のトイレに乳児用椅子または乳児用ベッドを設置することなどが改正されました。

次に、第5期の推進会議になりますが、二つの専門部会を設置しております。第2次札幌市交通バリアフリー基本構想検討部会では、平成21年3月策定の新・札幌市バリアフリー基本構想の検討を行いました。優しさと思いやりのバリアフリー検討部会では、第5期、第6期の2期にわたって、従来の数値化したバリアフリー基準のみに頼るのではなく、優しさと思いやりの視点に立ち、人の目や感覚に基づく新たな取り組みを検討してきました。第5期の平成21年8月には「優しさと思いやりのバリアフリーについて」という報告書を作成しています。

第6期の推進会議では優しさと思いやりのバリアフリー部会を設け、第5期の報告書の内容も踏まえ、平成22年9月の優しさと思いやりのバリアフリーに関する要綱、公共的施設のバリアフリーチェックシステム実施要領、危険施設等通報システム運営要領の制定と優しさと思いやりのバリアフリーのシステム運用開始までの検討を行っております。また、部会委員が平成22年度と平成23年度の公共的施設のバリアフリーチェックを視察し、部会と推進会議でその検証を行いました。

資料の裏面をごらんください。

ここで、公共的施設のバリアフリーチェックシステムと危険施設等通報システムについてご説明させていただきます。

まず、公共的施設のバリアフリーチェックシステムについてですが、こちらは、従来の数値化されたバリアフリー基準のみに頼るのではなく、人の目や感覚に基づく新たな取り組みとして、札幌市が公共的施設を整備する際に障がいのある方や高齢の方などによるバリアフリーチェックを実施して意見を求めるものです。

札幌市が行う2,000平米以上の公共的施設の新増改築、道路、公園の整備等を対象

としており、札幌市老人クラブ連合会と札幌市身体障害者福祉協会から推薦された方々にバリアフリーチェックを行ってまいります。また、福祉のまちづくり推進会議の専門部会委員にも、本システムの検証のため、ご参加いただいております。

続きまして、危険施設等通報システムについてですが、こちらは、保健福祉局に市民からの通報窓口を設け、人の目や感覚により、多くの人が利用する公共的施設における危険な箇所を早期に発見して対策を講じることにより、事故等を未然に防ぐものです。その対象は、多くの人が利用する建築物等で、いわゆる公共的施設の廊下、階段、便所、敷地内通路、駐車場、出入り口、エレベーターその他の部分の構造、配置及び設備に関し、法令や条例等に規定する整備基準を満たしているか否かにかかわらず、通常有すべき安全性を欠き、または、それに準ずる状況にあり、施設の利用者等の身体に具体的な危険をもたらす箇所となっております。

第7期の推進会議では、二つの専門部会を設置しております。優しさと思いやりのバリアフリー部会につきましては、部会委員が平成23年度と平成24年度の公共的施設のバリアフリーチェックを視察し、部会と推進会議でその検証を行っていただきました。また、心のバリアフリー部会では、本日、皆様にお配りしております、市民向け啓発冊子「心のバリアフリーガイド」を作成し、平成25年8月に発行しております。

第8期の推進会議では、新・札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会と優しさと思いやりのバリアフリー部会の二つの専門部会を設置しております。新・札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会では、基本構想の見直しについて審議を行い、全体会議で報告を行っております。基本構想は平成27年3月に改正されています。もう一つの部会の優しさと思いやりのバリアフリー部会では、部会委員が平成25年度と平成26年度の公共的施設のバリアフリーチェックの視察を行い、部会と推進会議でその検証を行いました。

第8期までの審議内容については以上になります。

続きまして、直近の第9期の開催状況を説明いたします。

右上に資料3と書かれている第9期福祉のまちづくり推進会議開催状況をごらんください。第9期に開催いたしました全体会議と専門部会ごとに整理をしております。それぞれの会議について、その中で審議された議題等をあわせて掲載しております。

全体会議につきましては、第1回を平成27年12月16日に、第2回を平成29年8月28日に、合計2回開催いたしました。

専門部会につきましては、第1回の全体会議において、公共的施設のバリアフリーチェックシステムと危険施設等通報システムを検証する優しさと思いやりのバリアフリー部会と心のバリアフリーガイドの検証やその他マナー問題といったソフト面の検討を行う心のバリアフリー部会を設置することとなりました。

優しさと思いやりのバリアフリー部会は、第1回を平成28年1月27日に、第2回を平成28年12月12日に、合計2回開催いたしました。また、平成28年2月17日に西2丁目地下歩道、平成28年10月5日に白石区複合庁舎について実施したバリアフリ

一チェックの視察をし、部会と推進会議でその検証を行いました。あわせて、危険施設等通報システムについても検証いただいております。

心のバリアフリー部会は、第1回を平成28年5月11日に、第2回を平成28年10月14日に、第3回を平成29年1月23日に、第4回を平成29年6月19日に、合計4回開催し、本日、皆様にお配りしました市民向け啓発冊子「心のバリアフリーガイド」の見直しについて審議を行っていただきました。

なお、「心のバリアフリーガイド」の見直し版につきましては、今年度末の完成に向けて、現在、作業を進めているところです。

以上が第9期の福祉のまちづくり推進会議の開催状況になります。

○石橋会長 ありがとうございます。

それでは、資料が非常にたくさんあり、お目通しいただくのに時間もかかるかと思えますけれども、ただいまの事務局からの説明についてご質問などがございましたら、よろしくお願いたします。

○小野寺委員 全体的な内容について全く異論はないのですが、表記の仕方や説明の仕方についてです。これは基本的な言葉の使い方かと思いますので、ここで質問していいのかどうかを疑問に思ったのですが、発言させていただきます。

表現をするとき、この資料や「心のバリアフリーガイド」を見ても、「高齢の方や障がいのある方」と「高齢者、障がい者の方」の表記の違い、あるいは、高齢者を前に持ってくるのと障がい者を前に持ってくるのには何か意味があるのでしょうか。

国から出ているものは、大体、高齢者が最初に来ると思うのですが、こちらは「高齢者、障がい者」と「障がい者、高齢者」とまちまちなのです。例えば、資料1を見ても、二、三カ所あり、まちまちなのです。これは、年代なのかな、それとも、時期なのかなと思ったら、またもとに戻っているのです。

○石橋会長 今の言葉の使い方について、事務局よりご回答ください。

○事務局（樋口事業計画担当係長） 福祉のまちづくりの事務局について、過去、札幌市の中の高齢部門と障がい部門で移管し合っていた時期があるのです。直近で障がい福祉課に移管したのは平成26年度と記憶しているのですが、恐らく高齢部門であったときには高齢者の方が先にし、障がい部門のときには障がいの方が先になっているのだと思いますが、これには明確なルールはありません。

今は事務局が障がい部門にありますので、障がいの方、高齢の方と統一している途中でございます。

○小野寺委員 では、これも直るわけですか。

○事務局（樋口事業計画担当係長） そうですね。

○小野寺委員 これに特別な意味はないのだと思いますし、読んでいるほうも全く気がつかないとは思いますが。

ただ、私が委員として参加することが決まり、知り合いに集まってもらい、話をしたと

きにこれは何か順番があるのかと言われたものですから、機会があったら聞いたほうがいいなと思ったのです。

この内容について全く異議はないのですが、表記の仕方を尋ねさせていただきました。

○石橋会長 ありがとうございます。

また、先ほどご指摘があったのですけれども、例えば、高齢者や身体障がい者の方という言い方のほか、障がいを持っておられる方とあったり、法律用語で障害者とあったり、表記の揺れは実際にあるかと思えます。そこにつきましては、混乱がないよう、なるべく統一を図ったほうがいいのかと私も考えます。

今、吉田委員が到着されましたので、自己紹介をよろしくお願ひします。

○吉田委員 おくれて申しわけありません。

まちづくり推進会議に参加させていただきます北翔大学の吉田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○石橋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、引き続き、関係法制度やこれまでの会議の経緯についてご質問等がございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋会長 もしお気づきの点がありましたら、最後にご質問していただいても結構ですので、議事を先に進めさせていただきます。

それでは、四つ目の議題になりますが、第10期推進会議の検討事項及び専門部会の設置について、事務局からご説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局(樋口事業計画担当係長) 事務局の樋口でございます。

第10期推進会議の検討事項及び専門部会の設置についてご提案いたします。

昨年4月に障害者差別解消法が施行されたこともあり、施設整備などのハード面でのバリアフリー化はもちろんのこと、偏見や無理解といった心のバリアを解消するソフト面でのバリアフリーもより重要となってきております。つきましては、第10期におきましても、第9期と同様に、ハード面とソフト面の両面から審議を行うこととして、それぞれの審議を行う二つの部会を設置し、各部会においてそれぞれ議論を行っていただき、その内容を全体会議で報告していただくといった流れを考えております。

具体的な審議事項につきましては各部会で改めて検討していただきたいと思いますが、事務局としましては、ハード面の審議を行う部会におきましては、第9期においても検証を行っていただきました公共的施設のバリアフリーチェックシステムの検証とその見直しなどについてご審議いただきたいと考えているところです。

平成28年11月にオープンしました白石区複合庁舎につきましては、設計段階と施工段階の2回のバリアフリーチェックを行いました。設計段階の図面によるチェックにおいては、図面から全ての状況をイメージしていただくことに限界があったこと、また、2回目のチェックの際には、安全面の確保等の関係からオープン直前になってしまいまして、

ほぼ完成した状態であったため、その場でいただいたご意見を反映する時間的、予算的な余裕がほとんどありませんでした。

障がいのある方や高齢の方からお伺いしたご意見を札幌市の施設整備に活用するという仕組み自体は今後も進めていきたいと考えておりますが、それをどのような方法で、どのようなスケジュールで進めると今まで以上によりよいものにできるのかを中心にご審議いただければと考えております。

また、ソフト面の審議を行う部会においては、現在、見直し版の作成を進めております「心のバリアフリーガイド」について、小学校高学年向けのわかりやすい版の内容等について審議をお願いできればと考えております。

「心のバリアフリーガイド」の見直しの際に、主に当事者団体の方を対象として実施したアンケート結果や部会での委員の方から、小さな子ども向けのガイドがあってもよいのではないかと、学校などに配付して周知させてほしいという意見がありました。そこで、今回見直しを進めております心のバリアフリーガイドをもとにわかりやすい版を作成することにより、こうした対象にも周知を図っていきたいと考えております。

また、現在、障がい福祉課では、小学校6年生向けに「バリアフリー大研究」という福祉読本をつくり、市内の小学校の学生に毎年お送りしているのですが、こちらの内容がかなり古くなってきていることから、今回検討を考えております小学校高学年向けのわかりやすい版を作成し、「バリアフリー大研究」にかわるものを配付したいと考えております。

第10期推進会議の検討事項及び専門部会の設置についての事務局の提案は以上となります。

○石橋会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からのご説明、ご提案について、ご質問やご意見などがございましたら、よろしく申し上げます。

本日は、今期の初めての会議ということもございますので、全体会議、また、先ほどご提案がありましたハード面について主に議論をする部会とソフト面について議論をする部会での審議事項として取り上げてほしいというようなこと、あるいは、どんな議論をしたらよいのかも含め、忌憚のないご意見をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○越智委員 公募委員の越智でございます。

事務局から今期の検討課題について考えてくださいという文書をいただき、自分なりに考えたのですが、ハード面とソフト面についての検討は大きく言えばそのとおりだと思います。そこで事務局に一つお願いをしたいのは、札幌市では、福祉のまちづくりに係る施策について、いろいろな体系を持ってやってきましたけれども、それを1枚物にして、図示化したものを用意していただきたい、あるいは、もしそれが既にあればいただきたいと思っております。

というのは、関連施策について、ハード面の整備だけを考えておりましたが、実際には、

公園もあれば、道路もあれば、建物もあり、事業部局がそれぞれ分かれていますよね。それは当たり前ですけれども、こういった字面で読むとちょっとわかりにくい部分もたくさんあるのです。そこで、それらをA3判などの1枚物の図面に落とし、イメージ的に概略を捉えやすいような資料を用意できないかと思っております。

例えば、まちづくり条例について、文言を見ますと、基本的には、ハード面についての内容です。それはそれでいいのですけれども、ソフト面の福祉のまちづくりという観点からは、ハードばかりではなく、ソフトも当然あるわけです。それがまちづくり条例の中ではどううたわれているのかを見ましたら、広く捉えている部分もあるのですが、条文の中ではっきりとうたわれていないのです。

福まち条例はハード面の整備だけを目的とはしていないと思うのですが、ソフト面について具体的にどのように考えているかについて、極めて基本的なことで申しわけないのですけれども、教えていただきたいと思えます。

また、これからの取り組みとして、ソフト面については極めて大事だなとも思っています。今回ありましたように、福祉読本、あるいは、今回提示されましたガイドブックなど、いろいろな資料の充実化を図っていくのしょうけれども、現在の札幌市の教育体系の中で、小学校や中学校において福祉のまちづくりという視点から特別な授業をやっているのかどうかです。資料をつくり、一通りの説明をしたとしても、預けてしまって、あとは読んでくださいではなかなかわからないのだろうと思うのです。

札幌市の福祉のまちづくりを考えた場合、福祉に限定する狭い範囲ではなく、広く言ってしまうと、誰もが共通に生きるという権利を守る立場だと思うのです。そういったことでいくと、少なくとも学校教育の中できちんと捉え、充実化を図っていくことが必要だと思うのです。ですから、資料をつくることとあわせて、それをどういうふうに学校教育の中で生かしていってもらうべきなのかについて、この会議の中で検討されたらどうかと思います。

○石橋会長　ご意見をありがとうございました。

今お話しいただいたご提案は3点があったかと思えます。

まず、1点目は、札幌市全体のさまざまな部局における福祉的な施策みたいなものを資料にして、例えば、イメージ図のようなもので示していただくことはできないかです。

2点目は、特にソフト面の考え方についてです。私もなかなか理解できていないところですが、特にソフト面の取り組みなどを紹介してもらいたいということです。

3点目は、小学校教育での福祉のまちづくりの取り組みについて、この会議で議論するのはいかがかということです。

事務局からご回答していただけることがありましたら、よろしくお願ひします。

○事務局（樋口事業計画担当係長）　今、越智委員からいただきました3点についてです。

まず、1点目ですが、既存の資料からそういったものが見当たらないものですから、宿題とさせていただきます、次の部会なりで提示できないかを検討させていただきます。

思います。

この際、イメージの方向性などに関して越智委員に別途ご相談することもあるかと思えますか、よろしくお願いたします。

次に、2点目のソフト面の施策についてです。確かに、条例上、文言が薄いのかもかもしれませんが、そもそも、福まち条例は、ハードだけではなく、ソフト施策も重要だと考え、つくられた条例であると認識してございます。また、障害者差別解消法も施行され、合理的配慮が行政に義務づけられていますので、我々としても、障がいの方、また、高齢の方への理解促進といったソフト面は非常に重要と考えておまして、昨今の福まち会議の中でも、ソフト面の部会を継続的に設け、いろいろな検討をしているところです。

次に、3点目の小学校等教育に関する取り組みについてです。もちろん、この推進会議でご議論いただくことは大事な事かと思いますが、現在も、出前講座を行ったり、福祉読本を送りつけるだけではなく、小学校の総合学習の時間に私どもがお伺いし、心のバリアフリーや共生社会、障がい特性の配慮例の普及に努めているところです。

いかんせん、学校の授業やカリキュラムについては先生や学校の裁量があるので、行政が強制的に入っていくことがなかなか難しい現状もございますが、そういったことも踏まえ、今後どのように普及啓発をしていけばいいかについてご議論いただければありがたいと思います。

○石橋会長 ほかの委員からご意見等はございますか。

○鈴木委員 公募委員の鈴木です。

今、ヘルプマークができ、区役所の窓口に行ったらもらえるらしいんですね。私も通勤で電車に乗っているわけではないのですが、皆さんの中にヘルプマークをつけた方をごらんになった方はいますか。

ヘルプマークというのは、ヘルプミーの意味らしいですね。

私が一人で考えたのではなく、去年に参加した会議の中であったことで、忘れないように持ってきたのですけれども、こんなものは見たことがありますか。

これは、ヘルプマークの逆なのです。私はお助けしますよという意味のカードです。東京の何区だったか、これをつけていると、何か助けてねと言われてたら、私はお助けしますよという意味になるらしいのです。これには丸やバツの印がついており、カラフルなゴムがついています。

これがなぜすごく印象に残ったかということ、多分、大量発注すると、このプラスチックは安いのだろうなということ、また、障がいのある方のお仕事になるなということからでした。6本の色をそろえて切る、あるいは、結ぶという作業で、就労支援の一環にもなるなと思ったのです。私もこれを買って、つけて地下鉄に乗ったのですが、ガラス越しにこれを見ている方の視線を感じたのですね。

そこで、こういったことを札幌市でやっていくのはどうか、皆さんのご意見も聞きたいと思えます。

○石橋会長 ありがとうございます。

助けてほしいではなく、私はお助けしますよというサインですね。それが東京でやられているということをご紹介いただきましたが、この札幌版の取り組みができないかというご提案です。

私も不勉強で、見たことがなかったので、順番に回していただこうと思います。

まず、こういう多様なサインにつきましては、先ほど事務局からご紹介がありました「心のバリアフリーガイド」の24ページから載っております。助けますよではなく、助けてください、もしくは、理解をしてもらいたい、配慮をしてもらいたいといったことをアピールするなど、いろいろな目的を持ったサインがありまして、27ページには警察関係のサイン等もあります。

これは前期に吉田委員が中心となってまとめていただきました「心のバリアフリーガイド」の改訂版に新しく加わるか聞き及んでおりますが、まず、札幌市において、今回していただいているような助けますよといったことを示すようなサインについて、そういう類いのあるかないかを教えていただきたいと思います。

○事務局（中田企画調整担当課長） 今ご提案いただきましたマークは、私も実は初めて拝見したものでございますが、現在の札幌市の制度の中ではこういった公式なマークはございません。

おっしゃっていただいたようなヘルプマークにつきましては2カ月ほど前に配布を開始したところでございまして、今は普及啓発にかなり一生懸命取り組んでおります。ただ、やってみて、一般の方に浸透させるのはなかなか難しいなと一方を感じているところでございまして、配って終わりではなくて、普及啓発をこれからも続けてまいりたいと考えております。

また、今ご提案いただいたマークについては、恐らく、行政でこれまで制度化されたものは少ないのかなと考えております。今、東京都とおっしゃいましたけれども、我々のほうでもそういう情報は持ち合わせておりません。ただ、そういうものを持って手助けをしたいという方もたくさんいらっしゃると思いますし、逆に、何か困っているときにお願いをしやすくなるという意味では、趣旨としては大変すばらしいものだなと感じております。

これについて、今すぐ制度化することにはならないと思うのですけれども、例えば、心のバリアフリー部会でご議論いただくということは大変有意義なことではないかなと考えますので、そういうことも含め、お話をさせていただくということは大変よろしいのではないかと思います。

○石橋会長 今ご説明がありましたが、そういうことでよろしいでしょうか。

○鈴木委員 結構です。

やはり、ハード面は割と進みやすいのですけれども、心のバリアフリーといったとき、きっかけとして、カードやキーホルダーが必要ではないかと思えます。

今、社会福祉法人については地域貢献をなささいということが義務化されています。自

分の住んでいる町内会でも福祉施設が市民向けに講座などを開いていると回覧板で目にとまるのですが、そういった講座やセミナーで知らない人によくわからない精神や知的の障がいというのはこういうものだよという講座を設けたとき、リボンなんかを差し上げて、心にとめておいていただく活動もありますので、そうしたことが教育の中の一環として進められるかなと思いました。

○石橋会長 いろいろと情報を提供していただき、ありがとうございます。

先ほどの事務局からのご説明もありましたが、心のバリアフリー部会においては、こういう類いのものについて、情報収集も含め、議論していくことをご検討いただけたらなと思います。

そうしましたら、ほかの委員からご意見がございましたら、よろしくお願ひします。

○水尻委員 札幌市手をつなぐ育成会の水尻でございます。

まず、ハード面について、何年か前に冬のバリアフリーについて調査されていたかと思ひます。私はそのころは在籍していなかったものですから、結果がどうなっているのかわからないのですが、先ほど石橋会長にもお話しいただきましたように、ハード面がかなり整っているところでも雪が降った途端に全部おじゃんになるという場面を目にすることが非常に多いです。

必ず除雪しなければいけないなど、いろいろなことを決めていただいているのですが、まだまだ及んでいないところがあって、公共施設までの点字ブロックが雪の下になっていたり、気がつくだけでもいろいろとあって、ほかにもかなりたくさんありますので、そのあたりをどういうふうにしていくかについて取り組めたらいいかなと思います。

また、公共施設の視覚の表示についてですが、新旧で表示がばらばらで、知的障がいがある方にはわかりづらいものがあります。デザインはとてもおしゃれなのですけれども、何だろうと思うものがあるのです。例えば、トイレについて、公共施設では余りないのですけれども、一般の施設では非常にわかりづらいことがあります。障がいのある方は視覚的なことに頼ることが多いですので、そのことについて何かできればなというふうに思ひます。

また、ソフトに関して、先ほどヘルプマークのお話が出ましたが、知的障がいがある方でも漢字や英語が読めない方がいらっしゃるのです。しかし、カードがあると、私はこういうことなので、この漢字を読んでくださいなど、そうやって使っている方がいらっしゃったのですね。

今度、小学生向けにつくられるということで、ヘルプカードについては当然載っているのかなとは思ひますけれども、まだ新しいものですので、周知に向けて取り上げていただければと思います。

○石橋会長 ありがとうございます。

水尻委員からのご意見としましては、ハード面について、冬のバリアフリー、特に積雪対策、また、公共施設のサインについて、トイレのサインを例として出していただきまし

たけれども、わかりにくいものが見受けられるということで、それらを題材として議論をしてはどうかということでした。

もう1点は、ソフト面、特に表記についてです。漢字や英語の表記など、昨今、中国や韓国、さらには東南アジアなど、非常に多様な国の観光客の方がいらっしゃいまして、どこまでとするかはあるかと思うのですけれども、読めない、理解できない場面が散見されるといったことを題材に部会で議論をしたらどうかということでした。

事務局からご回答があれば、よろしく申し上げます。

○事務局（樋口事業計画担当係長） 冬のバリアフリー、除雪に関しましては、建設局において、冬のみちづくりプランなど、行政計画の見直しをかけるはずでして、もしかしたらそちらでの議論になるかと思いますが、庁内で情報収集をしまして、こちらの会議が適切か、それとも既に検討を進めているなら、そちらなのかについて情報提供をしたいと思います。

また、サインについて、あるいは、漢字やアルファベットへの対応、わかりやすい版については非常に貴重なご意見かと思っておりますので、きょういただいたご意見を整理させていただき、部会で再度ご議論をいただこうと思っております。

○石橋会長 ほかにご意見はございますか。

○中田委員 公募委員の中田です。

議論が拡散していることが気になっているのですが、今、審議しているのは、議題4の第10期推進会議の検討事項及び検問部会の設置についてでいいのですね。

○石橋会長 はい。

○中田委員 先ほど、事務局から、ハード面として、公共的施設のバリアフリーチェックを主にやる部会を、ソフト面として、「心のバリアフリーガイド」などのパンフレットや今配っている体験記にかわるものを見直すような部会を設置するというので、そこまでは理解できました。しかし、その後、いろいろな人が意見を言っていて、多分、それが本筋だと思うのですが、まず、二つの部会を設置したら、皆さんがどちらかの部会に所属し、部会長や副部会長を決め、年四、五回の会議をやってと進んでいくと思うのです。

それがどういう名称になるかはいまいち見えませんが、例えば、第9期であれば、ハードに関しては優しさと思いやりのバリアフリー部会、ソフトに関しては心のバリアフリー部会ということですね。これは伝統的な感じで、第5期にも優しさと思いやりのバリアフリー検討部会があって、第7期も第9期と同じ部会名称で、第8期は優しさのほうだけがあり、第9期は先ほど言った二つの部会があるということですよ。

これを継承するのか、同じではちょっとつまらないので、新規で追加して、改称した部会を設置するのか、また、私はどちらに行くかとか、その辺も含めて考えていました。

○石橋会長 ありがとうございます。

まず、部会の名称について、事務局からご説明をよろしく申し上げます。

○事務局（樋口事業計画担当係長） 部会の名称につきましては、この後、ご了承いただ

ければ、来年の1月から3月の間にハード面とソフト面のそれぞれの部会の第1回目を開催するのですが、そこで改めて部会委員の皆様部会の名称を決めてもらおうと思っております。ですから、ハード面の部会だからといって、これまでの名称を必ずしも継続しようとは考えてございません。

例えば、優しさと思いやりという言葉については、障がいの団体の方から、思いやりという言葉はちょっと上から目線といったご意見をいただいたこともありまして、そういった観点からも見直しがあってもいいのかなと思っております。

また、後ほど説明しようと思っていたのですが、部会の割り振りに関しては事務局で調整させてもらおうと思っておりました。この際、公募委員に関しては希望をとらせてもらいたいと思っておりますが、どちらかの部会に寄ってしまうということがあってはいけませんので、最終的には会長とで調整させていただこうと考えてございました。

○石橋会長 ありがとうございます。

では、公募委員でまだご発言をいただいていない沖村委員からもしあればよろしく願います。

○沖村委員 公募委員の沖村です。盲ろう者です。

話がちょっとずれていましたら、申しわけありません。

前回の第9期の2回目の議事録が届いておりました。それを読みまして、西2丁目の地下歩行空間のことだったのですけれども、床のペイントに関して、下を向いて歩いていると前の人とぶつかるようなことがあるかもしれない危険があるので、それはやめて、壁や柱などに案内板をつけることにしましたというような回答がありましたが、ちょっと残念な思いがしました。

といいますのは、私ごとですが、きょう、ここに来るのに地下鉄東豊線に乗り、大通駅でおりました。このように、なれた場所はひとりで歩いています。しかし、たまたま、そのときにちょっとぼーっとしていたのか、大通駅を乗り越してしまったのです。それで、あれっ、ここはどこかなと思ったのですが、周りもござわわしてしまし、案内放送が少し聞きにくかったのです。それに、東豊線ではほとんどが新型の地下鉄になっておりますので、車内の表示が本当に見づらく、内容もくるくと変わっていき、読み取ることも難しく、結局、乗り越してしまい、豊水すすきのまで行ってしまいました。

その後、反対路線に乗ったのですが、大通駅でおりてから、今度は東西線のほうに向かったのですが、いつもとちょっと違う場所に出てしまい、迷ってしまったのです。さらに、迷ったところが人通りの少ないところでした。いつもは白杖を持っていると誰かが助けてくださるのですけれども、歩いている皆さんも忙しそうでしたので、迷いながら床の点字ブロックの横に方向のついている色表示に沿って行きました。しかし、方向が違ったようで、今度は別なほうに向かっていき、やっといつものコースにたどり着いたのです。

私たち弱視の者にとって、壁にあるものは見えづらいのです。床表示やエスカレーター

の矢印などは本当にすごく助かっているのですが、そういうことをこれからも考えていただきたいなと思うのです。

さっぽろ駅と大通駅だけにはそういう表示があつて、すごく助かっています。きょうは、本当に不安な思いをしてうろうろ歩きましたが、本当に助かったので、お話しさせていただきました。

また、別のことですけれども、歩道のペイントが剥げており、見えづらくなっている場所が多くなっています。また、信号機の音声案内がありますが、あれがない場所も結構あるのです。それから、歩道に点字ブロックがない場所もあります。

これらはお金もかかることですので、無理は言えないのですけれども、車道に出る角のところだけでも点字ブロックがあつたらいいかなと思っていますし、信号機についても、視覚障がい者が住んでいるところだけでもせめて音声信号機を設置していただけたら助かります。

仲間にも聞いてみたのですけれども、信号は見えづらいのです。光の角度によって、今まで見えていたものでも、お天気がよかったり西日が差したりすると見えにくいこともあるのです。音声案内がついていれば、難聴の方には助かるというお話も聞きました。

ですから、そういうことについてバリアフリー部会で取り上げていただきたいと思しますので、どうかよろしく願いいたします。

○石橋会長 ありがとうございます。

ここまで来るのに少しご苦労があつたというご紹介を交えながら、問題提起といいますか、いろいろ示唆していただけたかと思えます。単純なサインだけではなく、複数のサインを掲示することによってわかりやすさがより増すのではないかということでした。そして、視覚障がい者の方に対しての配慮です。特に床のサインについて、今は雪が積もっていますから余りわからないのですけれども、点字ブロックが剥がれていたりしますが、メンテナンスという視点での対応もあるのかなと思いました。信号が見えづらいことや音響信号の設置状況についてもご意見をいただきました。

特に、ハード面について、問題がいろいろとあるのではないかということでしたが、こういう内容に関して、ハード部会で議論をしたり情報交換をしたりする可能性について教えてください。

○事務局（樋口事業計画担当係長） 内容が多岐にわたっていて、関係部署も複数あります。また、信号機の設置になってくると、警察の所管になりますので、この会議の中で全てを網羅することはちょっと難しいかもしれません。ただ、我々がわかる範囲で情報収集をしたり、情報提供をすることはできる余地もあるかもしれませんので、今回いただいたご意見については次の部会までにできることとできないことを整理したいと思います。

○石橋会長 今、公募委員の方からご意見をいただきましたけれども、きょう出席されておられる方のお名前を見ますと、例えば、建築士会所属で、建物をつくる立場に携わっておられる東委員がいらっしゃいますので、もしご意見がございましたらお願いします。

○東委員 北海道建築士会の東と申します。

私も2期目になります。バリアフリーチェックには何回か同行させていただいたのですが、特に先ほどお話がありました白石区の施設に関しては時期が非常に遅く、引き渡し直前でした。そういうときにご指摘をしても手戻りになりますし、お金もかかるため、結局は手書きの紙を張って終わりみたいな、そういう情けない手直しくらいしかできないのだったら、この会議の意味がないのではないのかなと非常に残念な思いをしました。

これには現場の安全もあるのでありますが、現場でできないのだったら、それをカメラで映してくることもできると思うのです。また、私たちは図面を見るのが得意なので、大体予測はつくので、図面を持ってきてくれれば、我々が皆さんに補足説明をすることもできるのです。ですから、そうした工夫がもう少し要るのではないのかなと思いました。

また、細かいことですが、最近、1週間に1回くらい地下鉄を利用するのですが、階段のところを上る矢印とおりる矢印があり、分けるようになっているのですが、ほとんど守っておりません。東京なんかに行くとみんながちゃんと守っているのですね。あれだけ人が多いので、それを守らないとどうなるかを皆さんがわかっているから守るのでしょうけれども、札幌では、どこかのんびりしていて、守っていないのです。ただ、あの矢印をもう少し大きくするなど、何か方法はあるのかなと思います。

また、車両内に関してです。手すりはいいのですが、例えば、混んでいるときに真ん中に立ったら、つり革が長いのと短いとランダムについているところと全くないところがあったのです。私は身長が153センチぐらいですが、やはり低いほうが楽です。これはどういう基準でつけているのかはわからないのですが、細かい配慮だと思うのです。そういうことに対してもう少しきめ細やかな工夫も必要だなと日々の暮らしの中で感じています。

○石橋会長 ご意見をありがとうございました。

1点目にご指摘いただいたチェックの時期の問題については、たしか、私も東委員と一緒に行きましたが、全く同じように感じております。

多分、この後、具体的に部会の中で議論はされると思いますけれども、事務局として、今の段階で何かこういうふうな方向性で少し考えているなど、お考えがありましたら、ご説明よろしくをお願いします。

○事務局（樋口事業計画担当係長） 石橋会長のおっしゃるとおり、バリアフリーチェックの手続に関しましては、部会で具体的にご議論いただこうと考えておりましたが、工事部局との調整もあるため、現場に入ることは難しいかもしれません。そうすると、ご意見があったように、事前に図面なり何なりをいただくなど、わかりやすくチェックできるシステムをつくるかことに重きを置いていく必要もあろうかと思えます。

そういったことから、委員の皆様の知識等を活用させていただき、よりよい手続にしていきたいと思いますが、具体の議論に関しましては部会を経たいと思っておりますので、よろし

くお願いいたします。

○石橋会長 東委員には実務のご経験が非常にあろうかと思imasので、部会においては、バランスのとれたといひますか、専門家の立場からのご意見をいただきたいと思imasので、よろしくお願ひいたします。

ほかの委員からご意見はございませんでしうか。

それでは、バス協会の野川委員から何か意見があれば、よろしくお願ひします。

○野川委員 今、車両内のつり革の話が出たのですけれども、バスに限ってお話をさせてもらひます。

車体構造基準というものがあひ、例えば、間口は何センチ以上にしなさい、段差は何センチ以下にしなさい、椅子の感覚は何センチ以内にしなさいなどがあひ、それにのっとり、基準をクリアしたものになつてゐるのです。ですから、つり革を長くすることについて、バス協会としてオーケーになつてゐるかどうかは今の段階では把握してゐないのですけれども、多分、そういう部分の基準があひるので、長くしたり短くしたりするのはなかなか難しいのかなと考へておひます。

このほか、車体基準など、いろいろとあひますので、単純にゐかない部分もあるのかなとは思つておひます。

○石橋会長 解説をどうもあひがとうございまして。

私も聞きかじつた話があひるのですが、車内の手すりなど、事故があつた際も含め、非常にシビアな基準があると以前に聞ひたことがあひます。そういう基準を持つて、それを守つた上で、では、それをよりよく使うにはどうしたらよひのかですが、そこが知恵の絞りどころでもあひますし、ひよつとしたらそういうことを考へるのが、我々の大学など、開発をしてゐる立場の人なのかなとも思ひます。

ただ、今お話しただひたような車体構造基準があひるのだよということを知らない方が結構多いと思ひるのです。ですから、実務に携わつてゐる方には、最新の取り組みなど、前提としてこういう条件があひるのですよといったような情報を積極的にご提供ただひけたらなと思ひます。

そうしましたら、そのほかにご意見はございませんか。

○近藤委員 視覚障害者福祉協会の近藤です。

私が今危惧してゐるのは、先ほどのお話の続きのよひなことになるのですけれども、市民交流プラザについて、来年の秋のオープンに向けてぜひバリアフリーチェックをと思つておひます。これまで、身体障害者協会や視覚障害者福祉協会、さらには、点字に関して歩行訓練士があひまして、そういう者も交へながら、図面上ではかなりの回数をチェックさせてただひてゐます。ただ、図面ではわかり切れない部分があろうかと思ひるのです。

先ほどのお話でもあひましたけれども、現場に入れなくても、映像を見せてただひければ、こういう状態になつてゐるよとガイドヘルパーなどが教えてくれ、理解できると思ひますので、ぜひ事前のチェックをさせてただひけたらなと思ひます。

○石橋会長 ただいま近藤委員からご指摘があったのは、市民交流プラザについてです。創世1. 1. 1区（さんく）で今トンカチやっています、年度内に本当にできるのかなと思いつつ時々側を通っているのですけれども、非常にシンボルとなるような建物でありますし、障がい者の方や高齢者の方が使いやすいのかどうかについて非常にご心配されているというのは私も非常に同感するところです。

やはり、図面ではなかなかわかり切れないといったようなことでありますので、繰り返しになりますけれども、ハードの検討部会として、それ以外の方法でチェックをしたり、意見を言ったりできる手法はないのかについては議論の中に必ず入れていただきたいと思っております。

○事務局（樋口事業計画担当係長） わかりました。

○石橋会長 ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんか。

○木下委員 肢体障害者協会の木下です。私は、車椅子使用者です。

「心のバリアフリーガイド」の改訂版を作成するときに私がかかわったのですが、そのとき、これをいかにみんなに知ってもらうかについて話し合われたのです。私自身の体験として、機会がいっぱいあるのにもかかわらず、年々、声がかかからなくなるのです。前は、お手伝いしますか、押しますかと結構言ってくれたのです。これは私だけではなく、車椅子の多くの方も前より声がかからないという話でした。

こういうようなことでいろいろ困っているわけで、啓蒙活動をしていても実際の場面になかなか結びついていないような気がします。だから、「心のバリアフリーガイド」から実際の場面でどういうふうに行動に結びつけるようにするかがすごく気になっています。

○石橋会長 木下委員の意見としては、心のバリアフリーの話でした。

私も思い返していたのですが、言葉は悪いですがけれども、ハードを整えば整うほど、自分で何とかできるのではないのと思って見てしまう、考えてしまうことがふえてきているなどと思います。その結果としてなかなか声がかかりづらくなっているといったような構造もあるのかなと思いました。

ですから、普及啓発ですね。そして、普及啓発をするのはいいのだけれども、それを行動に移すといったところをどう担保したらいいのかで、これは非常に難しい話ですが、重要な話だと思います。

こうしたことは部会の中ではどういうふうな議論になるのでしょうか。

○事務局（樋口事業計画担当係長） 確かに、おっしゃるとおり、具体的な行動にどうやって昇華させるかは非常に難しいところですし、市民の皆様の行動を義務づけるというのもやはり難しいと思うのです。ただ、我々としては、心のバリアフリーをどう普及させていくかの取り組みを徐々にやっているところです。

具体的には、学校に出向いての出前講座であったり、普及啓発冊子をつくることもそうですが、マナーの問題をどう広めていくか、この方法論は宿題とさせていただきたいと思

いますが、ソフト面の部会で皆様からご意見等をいただきながら、普及啓発策を考えていきたいと思えます。

明確な答えは言えないのですけれども、以上でございます。

○石橋会長 今お話しいただいたことは、今のご意見も兼ねて、心のバリアフリー部会の中で取り上げてもいいのかなと思えます。

ほかにご意見はございませんか。

○麻生委員 私は、精神障害者家族連合会の理事です。

このまちづくり推進会議の歴史を見ますと、やはり、心のバリアフリーについては非常に関心が高いのですね。身体に比べ、精神の世界はなかなかわかりにくいということですが、第4期で心のバリアフリー部会が立ち上がっているのです、すばらしいことだなと感じました。それから約5年がたって、「心のバリアフリーガイド」ができたわけで、すばらしいと思えます。この中では、精神の世界というか、内部障がい、知的障がい、発達障がい、精神障がいのこともちゃんと記載されているわけです。これは、我々の世界からすれば画期的なことだと思っております。

札家連では、毎月、市民講座として精神療養講座をWEST19の講堂でやっているのです。全ての市民が対象でして、お医者さんや病院のスタッフなどを講師に招き、精神障がいの世界のお話をさせていただいてまして、道新に案内を載せて啓蒙もしています。このように何百回と回を重ねているのですけれども、来ておられる方に一般の方と見られる方は非常に少ないのです。関係する家族や施設の方、学校関係などであって、いかに一般の方に理解してもらうか、あるいは、偏見を少なくしてもらうかは本当に悩ましいところなのです。

私が一番期待するのは、小・中学校に関してです。今、小学校5・6年生ぐらいに配付するというガイドがありますよね。最初にこちらでつくって、今は社協に移して、そちらで渡しているように思っているのですけれども、それを見ると、身体関係、あるいは、視聴覚が主たるものになっているように思うのです。本当はそこに精神障がい、発達障がい、知的障がい、さらには、高齢も含むのでしょうか、そういうことについて本当に小さいときから知ってもらおうとか、理解を進められないかと思っております。6年生でしたら10年もたてば成人となり、すばらしい大人になってくれると期待したいのです。

今、教育現場では先生もなかなか大変らしいのです。でも、そこを掘り下げていけば、世の中の理解が進み、偏見もなくなっていくようなことが一番期待できるのかなと思っております。見直しも当然されていくのでしょうけれども、そうしたことをぜひ進めていければなと思っております。

○石橋会長 ありがとうございます。

今ご指摘いただいたのは一般への周知ですね。特に、小学生など、若い子どもに対し、身体障がいへの理解を強力に推し進めていただきたいというご意見だったと思えます。

心のバリアフリーの今期の課題として、簡易版をつくるといった中で、精神障がいを初

め、知的障がいや発達障がいのことも当然入ってくると思います。発達障がいですと、まさに小学生が当事者となります。

ただ、簡易版の中で精神障がいの概念を伝えるのは非常に難しいことだと思います。これは私個人のお願いになるかもしれないのですが、簡易版の作成においては、麻生委員には、どう表現したら小学生が理解できるのか、専門の立場から知恵をおかしていただけたらなと思います。

○麻生委員 表紙に精神障がいの人はどんな人かなというイラストがあって、車椅子の方や盲導犬を持っている人、さらには赤ちゃんを抱いている人などありますので、こういう方を手助けするのだなということはわかりますが、精神に障がいを持っている方はどんな感じかなと思うと、どんな人がイラストを描いたのかはちょっとわからないのですが、このイラストを見ると、漫画でいえば、もやもやとした網の目みたいなものがありますが、ある意味、あれが非常にあらわしているのかなと思います。頭の中がもやもやとしているような人もいるのだということですよ。

○石橋会長 今、改訂作業中と事務局から最初にご説明がありましたが、今言っていたイラストについても、間に合うようであれば、工夫していただければと思います。

ほかにございませんか。

○吉田委員 吉田です。よろしくお願いたします。

今、皆様のご意見を伺っていて、私は、前期は心のバリアフリー部会に所属していたのですが、皆さんがせっかく時間をかけ、決意も込めてパンフレットなどの紙媒体もつくったのですが、それがどう活用されるのかとか、あるいは、それをどう生かして木下委員がおっしゃられたような行動につなげていくのかは、毎回、議論の中で課題として上がっておりまして。

今回は小学生向けとターゲットが明確に決まっているのであれば、小学生に対して、これをつくることによって、何を狙いとし、どう活用して、仕上がり像ではありませんが、麻生委員のおっしゃっていたように、それで10年後の未来のすてきな大人につながるというようなコンセプトを持った上で活用法を考えることが大切なのかなと話を伺っていて思いました。

ですから、これから上がってくる改訂版もそうですけれども、誰をターゲットに、どう活用するかについて、つくっていく委員に見えない中で進めていったという手探りなところもあったかと思いますが、課題でもあるのかなと思いますので、そういった議論ができるような部会であつたらいいかと思います。

○石橋会長 ありがとうございます。

これを現場でどう使うのかを想定しながらつくりたいと意味がないというのはまさにおっしゃるとおりかと思ひます。

今、聞いていて思ったのですが、例えば、「バリアフリー大研究」という既存のものがあるとご紹介いただいたのですが、逆に、教育現場から、これをどういうふ

うに使っているのかといったような情報の収集はできますでしょうか。それをした上で、この辺がわかりにくいから実は余り使い物にならないのだというような意見があれば、簡易版をつくるに当たっての一つの手がかりなのかなと思うのですが、難しいでしょうか。

○事務局（樋口事業計画担当係長） 確かに、教育でどのように使われているかは把握していません。先ほど話題に出ましたが、社会福祉協議会でも別の福祉読本をつくってしまって、この見直しもしているところですので、そこでもしかしたら教育の情報をつかんでいるかもしれないので、そこでの共有を図りながらやることはあるかと思えますし、今後見直す中で必要であれば教員のご意見も聞くなど、いろいろと手法はあるのかなと思います。

現在、確かにばらまいただけで、どう使っているかまでは把握していないところは申しわけなく感じます。

○石橋会長 ありがとうございます。

それでは、森岡委員、よろしくをお願いします。

○森岡委員 森岡でございます。

最後になりましたけれども、皆様のご意見をいろいろ聞いてお勉強に物すごくなりました。私はボランティアに力を入れています。今、高齢者や障がい者のお話など、いろいろと出ましたけれども、どちらかといえば、今、問題になっているのは高齢者です。認知症の方が物すごくふえていますし、認知予備軍もいるのです。40代からなるそうです。そこで、早目に病院に行って診察してくださいと言えどめられるのですけれども、そうしないからどんどん悪くなってしまいます。

今、札幌市では施設が300を超えましたけれども、それでも入れない状態です。しかし、一般の人はそれをわからないので、動けなくなったら施設に入れればいいのだと簡単に思っているけれども、今はそういう状態にはなっておりません。何とかこれを打破しなければと思っております。

先ほど、小学校からこういう勉強をして、それが当たり前の生活にしていかなければいけないと言いますが、ひょっとしたら間に合わない状態です。あと5年したら、4人に1人が認知症になっているのです。年齢ではございません。そういう状態になってきているのです。

私たちはボランティアとしていろいろなところに行きますけれども、こういうことをもう少し考えなければならぬと思うのです。育成していくために何とかできるような方法はないのかと思えます。

道を歩くにしても、高齢者になりますと、横断歩道を渡るのに3倍の時間がかかります。だから事故が多くなるのです。そして、皆さんも運転をしたいと思います、この年齢をもう少し考えなければとも思えます。

私も後期高齢者になったものですから、すごくわかります。どこに行っても階段はありますよね。今度、これを言わなければいけないと思ったのは、階段の段差をもうちょっと低くして、その分、幅を広くしてほしいのです。そうしなかったら、高齢者はつまづくの

が当たり前です。足を上げているつもりが上がっていないのですよ。80歳を過ぎますと、それが物すごくわかります。これをもうちょっとこうしてくれば高齢者も階段を上がれるのにとおもいます。幅にゆとりがあれば、階段でつまづくことはありません。今、2ますのところを1ます半にして、奥行きを深くしてほしいのです。

これからは高齢者が多くなる時代ですから、考えに入れてほしいなとつくづく感じましたので、これから建物をつくる時はそのように考えてほしいのです。

○石橋会長 ありがとうございます。

認知症のこと、そして、階段は傾斜が緩くなったら上がりやすいのではないかとということですね。要するに、踏み面と言いますけれども、足を乗せるところですね。

○森岡委員 段差が高いと、足を上がったつもりでも上がっていないので、事故が起きるのです。

○石橋会長 それは高齢者の身体的な特徴を理解しないといけない問題ですよ。

小林委員、これに加えて何かご意見があればお願いします。

○小林委員 今、4人に1人が認知症という話が出ましたが、我々の老人クラブでもいろいろな活動をしていまして、その中で認知症サロンを設けているクラブもございます。その中では、認知症に対する理解を深めていかなければいけないということで、3世代交流といって子どもたちも巻き込むものをするなど、少しずつ認知症に対する理解を深めていくような取り組みを進めていこうと考えております。

【■「優先席」について、この後、浅香副委員長から「専用席」であるとの訂正がありますので、この場での発言は「優先席」のままとしております】

また、先ほどから聞いていますと、どちらかという、負の意見が多かったような気がしました。実は、ことしの8月に第21回日本福祉のまちづくり学会全国大会がありまして、そこで公共機関の優先席の問題を取り上げた方がいました。それで、私どものところにも取材が来まして、たしか、ほかにも障がい者団体にも行っていたと思います。それは何かというと、札幌の公共機関、いわゆる地下鉄の■優先席は非常にマナーがいいということでした。それはなぜかということで、それに着目して研究をした方なのですね。結論として、一つは、長い間、■優先席を一生懸命PRしたのが大きいのではないかなということでした。実際にこれだというのはなかったみたいで、逆に言いますと、札幌の人のおおらかさがそこにあるのかなというような話をされていました。

札幌市の地下鉄の■優先席は先進的だということで、そうしたことを子どもたちに引き継いでいくような施策など、いろいろな考えを持つことが必要なのかなと思います。

それから、いろいろな施設において、バリアフリーということで、例えば、滑りどめをつけたり、点字ブロックをつけたりしていますけれども、その後のアフターフォローが非常に悪いと思うのです。

先ほど出ていた地下鉄白石駅についてですけれども、私もこの前に行ったときに危うく滑りそうになりました。なぜかという、階段のところについている滑りどめのゴムが、

人通りが多いものですから、すり減っているからです。新しいものの点検も大事ですけども、古い建物のバリアフリー設備のチェックもこれからは大事ではないかなと思います。

結局、新しいものも間に合えばいいのですけれども、間に合わなくて、何か間に合わせみたいな形でつくり、それがそのままになって、年数がたつともっとひどい状態になっていることもあるのです。

そこで、ソフト面では、先ほど言いました■優先席について、札幌はマナーが非常にいいのはなぜかを討議する、あるいは、ハードの面では、今言いましたような施設のバリアフリーについて、アフターフォローをどうやっていくのだということを議論していくことが大事かなと話を聞いていて感じました。

○石橋会長 ありがとうございます。

札幌市が誇るべきことを積極的にPRするといったような考え方もあるのではないかと、いう貴重なご意見だと思います。確かにそのとおりでありまして、できないことを挙げるよりも、我々として、自慢ではないですけども、誇るべきといたしますか、ほかの地域も見習ってほしいものは積極的にPRするという考えには私も同意します。

それでは、坂口委員、何かご意見はありますでしょうか。

○坂口委員 私は、特に障がいはなく、高齢者の立場でこの会議に参加させていただいています。福祉のまちづくりという命題の中で、障がい者に主体を持って、いろいろとまちづくりに尽くしていると理解をしていたので、高齢者に対してということは余り意識していませんでした。しかし、いろいろと話を聞いていると、年寄りにも認知症の方がふえて云々などのお話もあるということですね。

今、地下鉄の専用席についてのお話がありましたが、僕も非常にマナーがいいなとは思っています。しかし、その前に座っている人も含め、禁止となっている携帯電話を利用している人が非常に目につくのです。それで、専用席に座っている人に、使用を禁止とお願いをしているのに、座っている人が使ったらもっと恥だよと二、三回注意したことがあるのだけれども、絶えずにらまれています。

僕はバスと地下鉄の両方を利用してまちへ出てくるのですが、非常に気になるのはバスです。バスは専用席ではなく、優先席になっていますから、若い人が座ることは余りないけれども、年寄りが座っています。しかし、そこでも携帯電話の使用が非常に目につきます。注意する人はなかなかいないですし、これが本当に障がい者に影響を与えるのかどうかという問題もあるのでしょうかけれども、マナーとして禁止をしているのに、それが守られていないのは非常に目につきますし、何とかならないのかなといつも思っています。

年寄りは、特に障がいがないければ、携帯電話を使われていようと特に影響はないのですけれども、控えるように、マナーとして禁止しているのであれば使わないようにしたほうがいいかなと思います。

また、福祉のまちづくりに直接はつながらないけれども、地下歩道などでは、ながら族というのか、歩きながら携帯電話をいじっている人が依然として目につくので、これが何

とかならないものかなと常日ごろ考えています。これを防止するいい知恵があるのかどうか、もしいい知恵があったら教えてほしいなと思っております。

僕ら高齢者も、障がい者に対して、できる限り席を譲ったり、いろいろなことをしてあげたいと思っているのですが、地下歩道を見ていると、白杖をついている人、車椅子に乗っている人がいても、健常者は平気で点字ブロックの上を歩いたり、遮ったり、障がい者がいるということを自覚せずに平気で歩いているので、マナーの一つとして、年寄りも若い人も気をつけて、譲る気持ちをもっと醸成していかないといけないのかなと常日ごろ思っています。

とりたてて、ここがどうだ、ああだということはないのですけれども、福祉のまちづくりのために、若い人も年寄りも含めて、みんなが少しでもそういう気持ちになれるような布石というか、そういう施策が何かあればいいかなと考えています。

きょうも医大とNTT病院の間をたまたま通ってきたのですが、2人の車椅子の方とすれ違いました。後ろから歩いてくる人も前から来る人もたくさんの方がすれ違ったのに、雪の上で非常に苦勞されている車椅子の方に手をかそうとする人は誰もいませんでした。これを見て、マナーがなくなったのか、自分も忙しいから手助けができないのか、もっとマナーが向上するようなまちづくりに貢献できる施策はないかなと感じました。

○石橋会長 ありがとうございます。

携帯電話やマナーについてのご意見だったと思います。

ちなみに、携帯電話のながら歩行については、東京の地下街を歩きましたら、ながら歩行はやめましょうという張り紙が結構出ています。見ながら歩いて前の人と衝突するということがあるようです。

先ほど階段の上りおりが何とかならないかというご意見もあったと思いますけれども、そんなことと共通しているのかなと聞きながら思いました。このことも心のバリアフリーに関することで、どこまで含めるのかはかなり難しいところですが、議論をしていきたいなと思います。

それでは、浅香副会長、よろしくお願いします。

○浅香副会長 浅香です。

皆さんがいろいろとお話をされましたので、半分ぐらいはダブってしまうかなと思います。

先ほど小林委員が地下鉄の優先席とおっしゃいましたが、全部が専用席なのです。調べてみたら、専用席としているのは全国の中で札幌市だけだそうです。坂口委員がおっしゃったように、これは昭和50年ぐらいからだそうですけれども、ここ四十数年の市民、道民の心が醸成した結果なのだろうなということを調べている方がお話しされました。

また、歩きスマホのお話をされましたけれども、私がさっぽろ駅から大通駅まで地下歩行空間を歩くと、3回から4回ぐらい立ちどまります。向こうから来て、ぶつかるなどわかるのですけれども、どげようとは全然しません。だから、私が一旦立ちどまり、横にず

れるほかないのですけれども、そういう場面は地下歩行空間で多く見受けられます。

また、今、障がい者に関し、一番問題になっているのは、エスカレーターです。片側をあけて上るキャンペーンをしているらしいのですけれども、東日本は右側を歩く、西日本に行ったら左側を歩くということで、笑い話では、半分ずつ移住すれば歩くことがなくなるのだと言っています。それはさておき、要点を絞って、この会議の中ではそういう危険なことをしないような方策を考えられればと思います。

例えば、吉田委員が前回おつくりになられたような福祉読本ではないですが、「心のバリアフリー」についても、ただだめだと言うのではなく、こういう方がいるから危険なのだ、エスカレーターでは、片麻痺の方はどちらが麻痺になっているのかがわからないでしょう、そうすると、つかむ場所は左右のどちらにもなります、そういう方のために歩いたらだめですよというきちんとした理由づけを書きながら訴えていく方法もいいのかと思っています。

さらに、近藤委員がおっしゃったように、市民交流プラザについて、私たちが図面上での説明は何回も受けました。20年前にできた札幌ドームのときは、屋根だけができた椅子も何もないときから、3回も4回もヘルメットをかぶり、現地でのバリアフリーチェックをさせていただきました。椅子がないと本当に何が何だかわからない状態で、ここが車椅子専用の場所になりますと言われ、よかったねと言っていて、椅子が全部できて、いざオープンするときに行くと、前が通路で、その後ろが車椅子席なものだから、とてもあずましく野球なんか見ていられない状態でした。それで、何とか変えてくださいとなりました。行ってもそういう状態だったということです。

市民交流プラザについては、近藤委員がおっしゃったように、設計図を見ていただきたいのですけれども、行ったらきつとびっくりすると思います。エレベーターのおりるドアが階によって背中の方だったり前だったりするのですか。駅みたいに1階と2階しかないなら別ですが、地下2階から地上4階までばらばらだったら大変です。乗るだけでも交差しなければならないので、私たちも大反発をして、何とかしろと言ったのですが、構造上、もう直せませんという話でした。ですから、見て、手いっぱい怒りたいと思います。来年10月にオープンですので、何をやっているのだと言っていたきたいと思います。

また、中央体育館が、来年だったか、新しく厚生病院の近くに建てられますので、そこについてもバリアフリーチェックは必要でしょう。また、動物園なんかも、バリアフリーチェックに行っていらっしゃる方が結構いるのですけれども、象がここ1年ぐらいに4頭ぐらい来るといって、象舎を新しくつくっていると言っていましたよね。だから、そういうところの手すりの高さを初め、ここにあつたら車椅子の方には見えにくいなど、いろいろとあるかと思っていますので、そうした細かなところもチェックすることが必要でしょう。

ソフト面には、歩きスマホとエスカレーターについて、バリアフリーチェックでは、市民交流プラザや中央体育館、さらには動物園が改装されていますので、見る必要がある

のかと思います。

私も4期か5期ぐらいやらせてもらっているのですが、毎回、最後の回になると、物足りなかったと異口同音におっしゃいます。第9期は全体会議が2回と、部会が4回で、2年間で6回顔を合わせたことになるのでしょうけれども、物足りないのであれば、見るものや協議するものをどんどんつくったほうがいいのかと思っています。

余計なことですが、つい最近、どこかで自転車に乗りながらスマートフォンをして、もう片方の手にはアイスクリームか何かを持っていて、ぶつかった方が死亡されたということがあります。いろいろな例をとって討論を深めながら、かつ、現場の検証やキャンペーンをするなど、そういうことも必要だと思います。

大分ダブっていたと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○石橋会長 ありがとうございます。

やってやろうぜみたいな非常に意欲にあふれた意見表明だったのかと思います。

司会の不手際で、お時間が少し超過しております。

各委員から一言ずつはご意見をいただいたのかなと思いますので、まとめたいと思います。今、さまざまな宿題やご意見をいただきましたが、これを踏まえまして、今期の推進会議におきましては、第9期に引き続き、名称はまだ決まっておりませんが、主にハード面について審議する部会とソフト面について審議する部会の二つを設置するという事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石橋会長 ありがとうございます。

先ほど申し上げましたとおり、部会の名称でありました審議事項については、事務局で整理していただき、中でもんで決定していくという流れで進めさせていただきたいと思いますが、これについてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石橋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、二つの部会を設置し、進めさせていただきます。

それでは、各部会のメンバーについて、事務局からご提案をよろしくお願ひします。

○事務局(樋口事業計画担当係長) 専門部会のメンバーですが、今、ハードとソフトの両方の部会を設けるということでご了解いただきましたので、推進会議委員の皆様にはどちらかの部会に所属していただきたいと考えております。

また、この推進会議は、学識経験者、事業者、関係団体、公募委員で構成されていますので、それぞれのカテゴリーで半分程度に分け、一つの部会は12名程度と考えてございます。

選出につきましては、会長、副会長と相談の上、決めさせていただきたいと思いますが、先ほどちょっと言いましたとおり、6名の公募委員に関しては、事前にどちらに所属したいかのご意見を伺い、尊重しながら調整したいと考えております。

専門部会のメンバーについての事務局案は以上です。

○石橋会長 メンバーの選出については、会長、副会長、事務局で決めさせていただきますけれども、公募委員の皆様につきましては、事前にいずれの部会に参加したいかをお伺いした上で決定したいという提案でした。

これについて、特に公募委員の方はよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石橋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、公募委員の皆様には、後ほど事務局から希望部会連絡票をお渡しします。後日、メールかFAXで事務局宛てに希望したいのはいずれの部会なのかをお知らせいただきますようお願いいたします。それぞれの部会のバランスもございますが、いただいたご意見をなるべく尊重した上で調整させていただきたいと思っております。

そのほか、全体を通して何かご意見はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋会長 最後に、今後の全体会議、部会の開催スケジュールについて、事務局からご説明をよろしく申し上げます。

○事務局(樋口事業計画担当係長) 今後の全体会議と専門部会の開催についてです。

協議、審議内容の進捗など、条件もいろいろとありますけれども、全体会議につきましては、年に1回から2回程度、各専門部会につきましてもそれぞれ年に2回程度の開催を考えてございます。

各専門部会の開催スケジュールにつきましては、ハード面の審議を行う部会につきましては2月ごろ、ソフト面の審議を行う部会につきましては3月ごろということで、いずれも年度内には1回目の部会の開催を考えております。

また、2回目の全体会議につきましては、二つの専門部会の審議状況によって開催する時期を決めたいと考えております。各委員の皆様には、開催の1カ月くらい前には開催案内を送付させていただきますので、そちらでご確認いただくようお願いいたします。

今後の全体会議、専門部会の開催スケジュールについては以上です。

○石橋会長 ありがとうございます。

今のスケジュールについてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石橋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、部会委員に選ばれた皆様におきましては、専門部会において十分な検討をしていただきますよう、どうかよろしくようお願い申し上げます。

以上、本日予定されていた全ての議題が終わりましたので、会議を終了させていただきたいと思っております。

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

3. 閉 会

○事務局（中田企画調整担当課長） 皆様、大変お疲れさまでございました。

第10期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議は以上で閉会をさせていただきます。

なお、石橋会長と浅香副会長におかれましては、この後、少しお時間をいただきまして、事務局と一緒に部会のメンバーについてご検討をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

皆様方には、気をつけてお帰りいただきますよう、お願いたします。

どうもありがとうございました。

以 上